

令和7年度飼料価格高騰緊急対策事業実施要領

新潟県農林水産部畜産課

第1 趣旨

畜産農家の配合飼料価格安定基金への加入を支援するとともに、飼料価格高騰の影響が特に大きく経営が逼迫している酪農家の負担を軽減し、経営維持を図ることを目的とし、事業の実施については、新潟県補助金等交付規則及び新潟県畜産関係補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 実施基準

事業の実施基準は、別表1のとおりとする。

第3 事業実施計画の申請等

事業主体は、事業実施計画認定申請書（様式1号）を知事に提出し、事業認定を受けるものとする。

第4 事業の実施

1 事業実施計画に基づく実施

事業は、第3の規定により認定された事業実施計画に基づき実施するものとする。

2 事業実施計画の変更

事業主体の長は、補助金交付要綱第6で規定する軽微な変更以外の変更をするときは、変更内容を記した事業実施計画書（別記様式）を作成し、補助金交付要綱第5の事業計画変更承認申請書と併せて知事に提出するものとする。

3 事業の着手は、原則として当該事業実施計画の認定後とする。ただし、早期着手を必要とする場合は、認定前着手届（様式2号）を畜産課長に提出した上で着手するものとする。

この場合において対象事業として認定されないときは、自力事業とする。なお、重要な変更についても、同様の取り扱いとする。

4 事業実施実績報告

事業主体の長は、事業が完了したときは事業実施実績書（別記様式）を作成し、補助事業の実績報告と併せて知事に提出するものとする。

5 関係書類の整備

事業主体の長は、事業箇所ごとに関係書類及び簿冊を整え、処理の経過を明らかにしておくものとする。

第5 事務取扱等

事業実施に当たり、事業主体が提出する書類の種類等は、別表2によるものとする。

第6 助成

1 県は、予算の範囲内において事業の実施に要する経費に対して助成を行うものとし、補助率等は、補助金交付要綱によるものとする。

2 県は、事業を円滑に実施するため必要があると認めるときは、補助金の概算払を行うことができるものとする。

3 事業主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、補助金交付要綱第13により概算払請求書（第7号様式）に別記様式を添付して提出するものとする。

第7 報告

県は、必要に応じて事業実施後の効果等について、事業主体に対し報告を求める

ことができる。

第8 事業の実施期間

この事業の実施期間は令和7年度とする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和7年10月31日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 1

飼料価格高騰緊急対策事業 実施基準

事業名	目的	内容	事業主体
1 配合飼料価格安定基金生産者積立金支援	配合飼料価格安定基金の積立金の増額により、生産者の負担が大きくなっていることから、積立金の負担軽減により、セーフティネットを維持する。	県内畜産農家が配合飼料価格安定制度に加入した場合、契約数量に対して積立金の一部を助成。	新潟県内で配合飼料価格安定基金の取りまとめを行う団体
2 酪農経営継続緊急対策	飼料価格高騰の影響が特に大きい酪農家の飼料費増加の負担を軽減し、経営継続を図る。	県内酪農家の配合飼料価格安定制度の契約（又は実績）数量に対して定額を助成。	
3 事業推進事務費	上記1及び2の事業の円滑な実施に資する。	事業主体の上記1、2の事業実施に要する事務費を助成。	

事業名	採択事業 (実施基準)
1 配合飼料価格安定基金生産者積立金支援	(1) 対象者 配合飼料価格安定基金に加入し、新潟県内で畜産を営む農家 (2) 対象数量 令和7年度第1四半期から第4四半期の配合飼料価格安定基金への加入が確認された契約数量。 (3) 助成単価 1ト当たり200円
2 酪農経営継続緊急対策支援	(1) 対象者 配合飼料価格安定基金に加入し、新潟県内で酪農を営む農家 (2) 対象数量 令和7年度各四半期に確定する補填対象数量とする。ただし、第4四半期においては、第3四半期の補填対象数量又は第4四半期の契約数量のいずれか少ない数量とする。 (3) 助成単価 1ト当たり3,500円 (国及び市町村において同様の支援対策（補填）が講じられた場合は、それら支援と併せて1ト当たり3,500円となるよう助成単価を減額することができる。)
3 事業推進事務費	上記1及び2の事業実施に要する経費 (1) 振込手数料 (2) 需用費 畜産農家への振込に係る通知書等の印刷費、コピー用紙代等 (3) 通信費 畜産農家への通知書等発送に係る郵便料金等 (4) その他知事が必要と認めるもの

別表 2

書類の提出先・提出部数及び事務処理系統

提出する書類	提出部数	事務処理系統 (必要部数)
事業実施計画認定申請書（様式 1 号） 【添付書類】事業実施計画書（別記様式）	1	→畜産課（1）
認定前着手届（様式 2 号）	1	→畜産課（1）
事業実施実績書（別記様式：交付要綱に基づく実績報告時に添付） 【添付資料】各 JA からの完了実績報告書、振込依頼書の写し等	1	→畜産課（1）

様式1号（事業実施計画認定申請書）

番 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様

事業主体名
代表者職氏名

令和7年度飼料価格高騰緊急対策事業実施計画認定申請書

令和7年度飼料価格高騰緊急対策事業実施要領（令和 年 月 日付け畜第 号）第3に基づき、関係書類を添えて申請します。

※添付書類：事業実施計画書（別記様式）

様式2号（認定前着手届）

番 号
令和 年 月 日

畜産課長様

事業主体名
代表者職氏名

令和7年度飼料価格高騰緊急対策事業認定前着手届

令和7年度飼料価格高騰緊急対策事業として、認定前に着手したいので、対象事業として認定されない場合は自力事業とすることを了承の上、届出します。

1 認定前着手をしようとする事業の内容

事業主体	
着手予定年月日	
事業量	
事業費	

2 認定前着手の理由

令和7年度飼料価格高騰緊急対策事業実施計画(実績)書

1 事業主体の名称及び所在地

事業主体	
所在地	

2 事業計画(実績)

(1) 配合飼料価格安定基金生産者積立金支援

対象数量	畜産農家戸数 (戸)	契約数量(①) (トン)	助成単価(②) (円)	支援額(①×②) (円)
第1四半期				
第2四半期				
第3四半期				
第4四半期				
合計				

・実績時は、各四半期毎、かつ対象畜産農家毎に、農家名、契約数量、助成単価、支援額が分かる内訳書を添付すること(様式任意)。

(2) 酪農経営継続緊急対策

対象数量	畜産農家戸数 (戸)	助成対象数量 (①) (トン)	助成単価(②) (円)	支援額(①×②) (円)
第1四半期				
第2四半期				
第3四半期				
第4四半期				
合計				

・助成対象数量は、配合飼料価格安定制度における補填対象数量を記載すること。

・計画時の助成対象数量については契約数量とすること。

・乳用牛と肉用牛等の複合経営の場合は、乳用牛用の飼料のみを対象とすること。

・助成対象数量は、個々の農家毎の対象数量の合計を記載すること。

・第4四半期の助成対象数量は、第3四半期の助成対象数量又は第4四半期の契約数量のいずれか少ない数量を記載すること。

・支援額は、個々の農家毎の支援額の合計額を記載すること。(本様式中では、端数処理の関係で、必ずしも①×②とは一致しない。)

・実績時は、各四半期毎、かつ対象畜産農家毎に、農家名、契約数量、購入数量、助成対象数量、助成単価、支援額が分かる内訳書を添付すること(様式任意)。

(3) 事業推進事務費

内容	事業費(円)	積算基礎
合計		

・内容は、振込手数料、需用費、通信費等の項目毎に分けて記載すること。